

インターネットによる後見登記事項不存在証明書の発行等に関する業務処理指針
制定 2018.12.28.[登記例規第 1666 号、施行 2019.1.1.]

第 1 条(目的)

この例規は「後見登記に関する法律」第 15 条の 2、「後見登記に関する規則」第 32 条の 2 によりインターネットによる登記事項不存在証明書("後見登記簿に現在の効力がある後見登記事項がないという旨を証明する書面"をいう。以下同じ)の発行業務処理に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(サービスの種類および発行制限)

①インターネットで提供するサービスの種類は次のとおりである。

1. 登記事項不存在証明書発行：請求者はインターネットを通じて登記事項不存在証明書の発行を受けることができる。
2. 登記事項不存在証明書真偽の有無確認：請求者は他の者から交付してもらった登記事項不存在証明書の真偽の有無につきインターネットを通じて確認することができる。
- ②法院行政処長はインターネットによる発行が適合しないと認めたときにはこれを制限することができる。

第 3 条(サービス提供時間)

インターネットによるサービスは 24 時間提供する。ただし、電子後見登記システム点検および変更作業時には必要な範囲でサービスを提供しないことができる。

第 4 条(業務の停止)

法院行政処長はサービスに提供される設備に障害が発生した場合やその他にやむを得ない事情があるときにはサービスの全部または一部を一時的に停止することができる。

第 5 条(発行範囲等)

- ①インターネットによる登記事項不存在証明書の発行は本人のみが申請することができる。
- ②第 1 項の場合、申請人本人の確認は「電子署名法」第 2 条第 8 号の公認証明書または「電子政府法」第 29 条第 5 項の委任により発行された証明書とする。

[仮訳者注]

電子政府法[施行 2017. 10. 24.] [法律第 14914 号、2017. 10. 24. , 一部改正]

第 29 条(行政電子署名の認証)①行政機関が作成する電子文書には行政電子署名を使用する。ただし、行政機関は「電子文書および電子取引基本法」第 2 条第 5 号による電子取引を効率的に運営するために公認電子署名を使うことができる。

<改正 2012.6.1.>

- ②中央事務管轄機関の長は行政電子署名に対する認証業務を遂行する。
- ③中央事務管轄機関の長は第 2 項の認証業務を遂行するとき公認電子署名との互換性を高めるために行政安全部長官と協議して行政電子署名に対する技術標準を用意して、行政電子署名と公認電子署

名が互いに関連することができる方案を用意しなければならない。

<改正 2013.3.23.,2014.11.19.,2017.7.26.>

- ④第 2 項により認証を受けた行政電子署名がある場合にはその行政電子署名を電子文書に表示された行政機関および公共機関の官印・公印または当該機関で直接業務を担当する者の署名があるものとみなして、その電子文書は行政電子署名がなされた後にその内容が変更されなかったものと推定する。
- ⑤行政電子署名の認証業務に関して必要な事項は国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則および大統領令で定める。

第 6 条(発行申請方法)

- ①インターネットによる登記事項不存在証明書発行の場合には申請書の提出を要しない。
- ②インターネットによる発行申請はサービス画面の案内により次の事項を入力または選択する方式による。
 1. 申請人情報：本人の氏名と住民登録番号
 2. 申請内容：発行しようとする登記事項不存在証明書の種類
 3. 住民登録番号公開申請の有無：全部公開、一部非公開のうちいずれか一つに該当するか否か
 4. 発行理由
 5. 申請日

第 7 条(登記事項不存在証明書の偽・変造防止のための措置等)

- ①登記事項不存在証明書にはその発行の有無を家庭法院で確認できるように発行確認番号 12 桁を付与しなければならない。
- ②登記事項不存在証明書には視覚障害者のための印刷物音声変換出力用バーコードを印刷することができる。

第 8 条(住民登録番号の公示制限)

- ①第 6 条第 2 項第 3 号により申請人が住民登録番号の一部を公示しなくて登記事項不存在証明書を発行する場合、住民登録番号の後部分 7 桁数字を覆う方法による(例:000000-*****).
- ②第 1 項の規定にもかかわらず、申請人が登記事項不存在証明書発行申請時に住民登録番号の公開を選択した場合には住民登録番号を公示する。

第 9 条(発行機関)

インターネットによる登記事項不存在証明書の発行は登記情報中央管理所の電算運営責任官名義とする。

第 10 条(登記事項不存在証明書の真偽の有無確認)

- ①他の者から登記事項不存在証明書を交付してもらった者はインターネットで登記事項不存在証明書の真偽の有無を確認することができる。
- ②第 1 項の規定による真偽の有無の確認はサービス画面の案内により登記事項不存在証明

書に記載された発行確認番号、本人の氏名および住民登録番号の前部 6 桁数字を入力する方式による。

③第 1 項の規定による真偽の有無の確認は発行日から 90 日内に限る。

附則

この例規は 2019 年 1 月 1 日から施行する。

[別紙第 1 号様式]後見登記事項不存在証明書(全部)

[別紙第 2 号様式]後見登記事項不存在証明書(一部)

(出処：インターネットによる後見登記事項不存在証明書の発行等に関する業務処理指針
制定 2018.12.28.[登記例規第 1666 号、施行 2019.1.1.]>総合法律情報規則)

別紙第 1 号様式



後見登記事項不存在証明書(全部)

区 分	申請対象者
氏 名	キム・ボンニン
住民登録番号	000000-0000000

上の者に対し現在の効力がある**成年後見、限定後見、特定後見、任意後見、事前処分**に関する後見登記事項が全部不存在であることを証明します。

西暦 0000 年 00 月 00 日

法院行政処 登記情報中央管理所 電算運営責任官



発行番号 123456789A123456789B123456789C1234578

発行確認番号 123A-456B-789C

1/1

発行日時 0000/00/00 00:00:00

※ 本証明書はインターネットで発行されて、電子後見登記システム(<https://egdrs.scourt.go.kr>)の証明書真偽確認メニューを通じて偽・変造の有無を確認できます。(発行日から 90 日まで)

別紙第 2 号様式



後見登記事項不存在証明書(一部)

区 分	申請対象者
氏 名	キム・ボンニン
住民登録番号	000000-0000000

上の者に対し現在の効力がある**成年後見**に関する後見登記事項が不存在であることを証明します。

西暦 0000 年 00 月 00 日

法院行政処 登記情報中央管理所 電算運営責任官



*注意：この証明書は成年後見、限定後見、特定後見、任意後見、事前処分に関する登記事項のうち申請人が選択した後見登記事項に対してのみ現在の効力がある登記事項が不存在であることを証明するものであることに留意してください。

発行番号 123456789A123456789B123456789C1234578

発行確認番号 123A-456B-789C

1/1

発行日時 0000/00/00 00:00:00

※ 本証明書はインターネットで発行されて、電子後見登記システム(<https://egdrs.scourt.go.kr>)の証明書真偽確認メニューを通じて偽・変造の有無を確認できます。(発行日から 90 日まで)